

登所許可証(治癒証明書)

主治医の皆さまへ

当施設は子ども達が集団で生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが安全に生活できるよう、下記の感染症について登所許可証(治癒証明書)の作成をお願いいたします。

兒童名

☐ 麻疹（はしか）	☐ 溶連菌感染症
☐ インフルエンザ	☐ マイコプラズマ肺炎
☐ 風疹（三日ばしか）	☐ 手足口病
☐ 水痘（水ぼうそう）	☐ 伝染性紅斑（リンゴ病）
☐ 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	☐ ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
☐ 結核	☐ ヘルパンギーナ
☐ 咽頭結膜熱（プール熱）	☐ RS ウイルス感染症
☐ 流行性角結膜炎（はやり目）	☐ 帯状疱疹
☐ 百日咳	☐ 突発性発疹
☐ 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	☐ とびひ（伝染性膿痂疹）
☐ その他（ ）	☐ 新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）

すでに症状も回復し、裏面の「登所のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名 印またはサイン

症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日ばしか)	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮形成(かさぶた)まで	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
とびひ(伝染性膿痂疹)	顔や手足等に水疱ができ、皮膚の色々な場所に移っていきやすい	とびひが乾燥して、痂皮化(かさぶた)が自然に脱落するまで

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より ※一部「学校保健安全法施行規則」を準用